

## 教育厚生委員会会議録

日時 平成26年9月30日(火) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後2時27分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 河西 敏郎  
副委員長 山田 一功  
委員 高野 剛 浅川 力三 皆川 巖 齋藤 公夫  
木村富貴子 早川 浩 水岸富美男

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

教育委員長 杉原 廣 教育長 阿部 邦彦 教育次長 吉原 美幸  
文化振興監 中澤 卓夫 教育委員会次長(総務課長事務取扱) 相原 正志  
福利給与課長 雨宮 貴 学校施設課長 櫻井 順一 義務教育課長 渡井 渡  
高校教育課長 斉木 邦彦 新しい学校づくり推進室長 河野 利之  
社会教育課長 相河 竜治 スポーツ健康課長 上野 直樹  
全国高校総体推進室長 清水 義周 学術文化財課長 田中 禎彦

福祉保健部長 山下 誠 福祉保健部次長 秋山 剛 福祉保健部次長 渡辺 恭男  
福祉保健総務課長 内藤 正浩 監査指導室長 古屋 正 長寿社会課長 山本 日出男  
国保援護課長 神宮司 易 子育て支援課長 杉田 真一 障害福祉課長 平賀 太裕  
医務課長 小島 良一 衛生薬務課長 三科 進吾 健康増進課長 堀岡 伸彦

### 議題(付託案件)

- 第113号 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例制定の件
- 第114号 山梨県薬事法関係手数料条例等中改正の件
- 第115号 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例中改正の件
- 第116号 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例中改正の件
- 第117号 山梨県医師修学資金貸与条例及び山梨県医師海外留学資金貸与条例中改正の件
- 第121号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条継続費の補正中教育厚生委員会関係のもの、第3条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて
- 請願第24-10号 重度心身障害者医療費助成制度の現行のまま窓口無料の継続を求めることについて
- 請願第25-12号 「高校無償化」への所得制限導入に反対し、「教育費無償化」の前進を求める意見書採択について
- 請願第26-9号 中学校で使用する歴史教科書の採択に関して山梨県教育委員会

の指導強化を求めることについて

請願第26-10号 重度心身障害児の医療費窓口無料の存続を求めることについて

審査の結果	付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。 また、請願については、いずれも継続審査すべきものと決定した。
審査の概要	まず、委員会の審査順序について、教育委員会関係、福祉保健部関係の順に行うこととし、午前10時から午前11時26分まで教育委員会関係、休憩をはさみ午後1時1分から午後2時27分まで福祉保健部関係の審査を行った。
主な質疑等	教育委員会関係

- 第121号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条継続費の補正中教育厚生委員会関係のもの、第3条繰越名許費中教育厚生委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(桂高等学校跡地整備事業費について)

山田副委員長 それでは、今説明のありました桂高等学校跡地整備事業費についてです。  
今年の3月に都留市との間で協定を結んだと聞いていますが、協定内容について少しお伺いしたいと思います。まず、土地と建物の取り扱いに当たり、費用負担はどうなっているか、お聞きしたい。

櫻井学校施設課長 まず、建物の解体の関係ですが、2号館と体育館は残して解体いたします。その2棟は都留市に無償で譲渡し、都留市が健康科学大学との契約をする運びとなっております。

それから、土地につきましては、校舎がある校舎敷地の部分は健康科学大学が使い、グラウンドの一部につきましては、大学の駐車スペースとして使うこととなっております。

それから、費用の関係ですが、基本的に桂高校が創設されたときに、都留市から土地を寄附していただいておりますので、その分につきましては今回、市に無償で譲渡することとしております。ただし、引き続きグラウンドとして学校が使う部分につきましては、これまでどおり学校用地として県が管理することとなっております。

それから、文化創造館という建物につきましては、有償で都留市に譲渡することとなっております。

以上です。

山田副委員長 先程の繰越明許費の説明によると、解体工事は来年度までかかるけれどグラウンド整備は、本年中に済ませるということとあります。整備における実際の事業や部活動の活動について、どのような対応を検討しているのか、教えてください。

河野新しい学校づくり推進室長 再編整備にかかわることですので、私からお答えさせていただきます。

桂高校のグラウンドの整備につきましては、全面的ではなく部分的な整備ですので、体育の授業につきましては工事箇所との境に工事用フェンスを設置したり、あるいは警備員を配置するなど安全対策が講じられるとのことですので、工事期間中においても使用できる部分を使用して実施する予定でございます。

また部活動につきましては、若干狭くなる状況ですが、それぞれの部が工夫し譲り合いながら、当該グラウンドを使うこととなります。

なお、都留興譲館高校、谷村工業高校との合同チームに既になっている野球部、それから、これからの予定のサッカー部につきましては、桂高校グラウンドだけでなく、市内の住吉球場、あるいは楽山球場、西桂町民グラウンド、ひばりが丘高校グラウンド、玉川グラウンドなどを使用することです。

山田副委員長 最後に継続費補正について伺います。今回は6億4,800万円の補正予算とのことですが、教の3ページを見ると、継続費補正が労務単価の上昇により、1億6,000万円ほど増額となり、27年度、28年度の数値もあります。私も1期生ですから、議会の議決のシステムは、詳しくないのですが、もちろん今年度は補正でやるとしても、この継続費補正はそのまま、追認をされたことになるのでしょうか。最終的にどこで議すのかを教えてくださいませんか。

櫻井学校施設課長 先ほどご説明申し上げました1億6,800万円増の関係ですが、今回、インフレスライド条項の適用がございます。今年の2月に労務単価が全国的に7%上がったので、国から公共事業の単価に反映するよう通知がありました。その関係が6,900万円程度でございます。あとは今年度以降の29年度まで事業がございますので、高どまりする見込みで、労務単価等の上昇部分につきまして1億2,000万円程度を計上してございます。

あとは、入札の差金などがございます。それらを加味して1億6,800万円となりますが、内容としては29年度までを見通して積算させていただいております。

以上でございます。

山田副委員長 内訳を聞いたのではなく、ここで議決したことによって、そのまま来年度の予算に反映していくのか。継続費の補正なので、そのシステム自体がどうなっているのかをお聞きしたいのですが。

相原次長・総務課長事務取扱 今回、先ほど課別説明書で説明させていただきました平成26年度分の補正額についてご審議をいただくわけですが、あわせて継続費につきましても、学校施設課長が説明したとおり、先を見通しまして約1億6,000万円の補正が必要になります。今回の本会議への補正予算案については、この継続費についても議案として含まれておりますので、基本的には今回のスライド部分については、平成29年度分までご承認いただくことを考えております。

山田副委員長 そうすると、私たちの守備範囲がどこになるのかになるのですが、教育分野の6億4,800万円については、今説明があったとおり、継続費補正の労務単価がスライドすること自体は、我々が反対することは何もありません。ただ、この補正額がどこで上程されて、最終的に議決するのか。県の事業は、非常に幅広い範囲にわたっていますが、どういう形で議案に上がってくるのか、説明

をいただいて終わりにします。

相原次長・総務課長事務取扱 継続費の補正分については、今回の議案の中にも補正予算案として議会でご審議いただくということで入っております。委員会を経て本会議で議決をいただければ、継続的な補正分についてはご了解をいただける手続になっていると理解をしております。

高野委員 これは26年度の9月補正です。今言っているのは、27年度も28年度も全部を了承したのではおかしいということです。27年度の予算、28年度予算も了承していません。ただ、計算すると、今時点ではこうなると。1年後、2年後に物価の上昇になるのか、物価の下落になるのかわかりませんが、それをここで決めたら、次にどこが基準になるかわからないということを今言っているわけです。

少なくとも今回は26年度9月補正予算なのだから、27年度、28年度を今決めるといことは、変ではないか。このことをはっきり区切りをつけると言っているのです。

吉原教育次長 今回お願いしているのは、議案集の60ページになるのですが、継続費補正予算ということで、大規模な事業でございます。2年、3年かかる事業については、当然その年度の予算額を審議いただくのと同時に全体の事業費についてもご審議をいただいています。今回、東部地域の総合制高校の建設については、29年度までの事業ですので、当初予算として提出させていただいておりますが、29年度までのそれぞれの年割額として承認をいただくとともに、その年度の予算についても承認いただいております。今回、物価が上がっているため、その年割額について9月補正として提出させていただきましたので、この段階で、トータルの事業費についてもご承認をいただきたいということです。

先ほど高野委員、山田委員がおっしゃったように、今後、消費税が10%になりますと、当然、消費税によって事業費が変わりますので、そのときにはまた継続費の補正予算を提出させていただく手続になります。

現段階においても、物価上昇により建設の単価が上がっておりますので、その積算に基づいた事業費として、それぞれの年割額をご提案して、ご承認いただきたいということです。

高野委員 言っていることが少しずれているかと思えます。私たちはあくまでも26年度の9月補正で、どのぐらいの額が出てくるのかを聞いています。あなたたちの計算で27年度も28年度もあるというのはわかりますが、あたかも、27年度の予算も追加で計上して、27年度はこういう状態、28年度はこういう状態というのはおかしいのではという話をしているわけです。

例えば、これはバック資料としてつくってあるけど、また27年度になったら、補正を組まなければならないでしょう。

今、山田委員が言ったように、27年度も28年度も、これでは了承したとう格好になっても、もし来期出てこなかったら、27年度はわからないでしょう。そういうことで、9月補正については承認しても、あと来年の部分、再来年の部分は、また別個に審議をさせていただきますよ、オールオーケーというわけにはいかないよということです。

吉原教育次長 そういう意味では、現段階で全体事業費としては、今の段階ではこうなりますということをご了解いただきたいわけです。例えば27年度につきましては

当然、認めていただいたからということではなくて、27年度の当初予算で提案をさせていただき、ご承認をいただくという手続をさせていただきます。

高野委員           そこまで言ってもらえれば結構です。

討論               なし

採決               全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて

意見               (「継続審査」との声あり)

討論               なし

採決               採決の結果継続審査すべきものと決定した。

請願第25-12号 「高校無償化」への所得制限導入に反対し、「教育費無償化」の前進を求める意見書採択について

意見               (「継続審査」との声あり)

討論               なし

採決               採決の結果継続審査すべきものと決定した。

請願第26-9号 中学校で使用する歴史教科書の採択に関して山梨県教育委員会の指導強化を求めることについて

意見               (「継続審査」との声あり)

討論               なし

採決               採決の結果継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(学力向上フォローアップ事業について)

早川委員

学校教育における学力向上の対策については、先日公表された学力・学習調査の結果を受けて、本会議でも何点か質問が出たと思いますが、現在、県の教育委員会では、補習的な学習支援として今年度から学力向上フォローアップ事業を4市町村で行っております。放課後や土曜日などを活用した補習授業と聞いているのですが、私は、導入の回数もまだ十分ではないと思っています。

表現が適切かわかりませんが、塾に行けない子供や、塾に行けない地域がありますので、そういうところへの対応は県が広く行うべきだと思っています。そこで、県教育委員会がサポートする中で、教員OBの方や、教員志望の学生を使って、また今回の学力調査も受けて一層、この事業をさらに拡大していくべきだと思うのですが、まず、今後の事業計画を含めて所見をお伺いできればと思います。よろしくをお願いします。

渡井義務教育課長 今、委員ご指摘のとおり、本県では今年度から放課後や土曜日等を活用して児童生徒への補習的な学習支援をするため、基礎学力の定着と学習意欲の向上を図る目的で、学力向上フォローアップ事業を行っております。現在、甲州市、都留市、富士川町、南部町の4市町で行っております。

今後の計画ですけれども、来年度は基本的に3つの市町村、再来年度もさらに3つということで順次拡大して、全県下でこれが広まるように、また、拡大した市町村には継続して市町村で、その後も取り組んでいただけるような支援して、広めていきたいと考えております。

以上です。

(家庭学習の充実について)

早川委員

ぜひ拡大して行ってほしいと思います。

次に、学力向上について前々から議論されていて大切だと思っていた、家庭学習の充実についてお伺いしたいと思います。今回の調査結果が出ているのですが、山梨県の子供たちの学習時間は、相変わらず全国に比べて低い結果となっております。県では従前から保護者を対象にして学力向上の集いを毎年開催して、保護者に家庭学習の重要性を訴えているということですが、私は保護者向けではなくて、家庭と学校が連携して、学校からもっと積極的に家庭学習の重要性を伝えることも必要だと思っています。

例えば、大変忙しい若い親御さんも、例えば学校だよりや、担任先生がつくる学級だよりなどの手紙は結構見ていると思います。そこで、今回の学力調査の結果も受ける中で、改めて県教育委員会として、学校からの家庭学習の充実に向けての対応について何かありましたら、お伺いしたいと思います。

渡井義務教育課長 先ほど委員のご指摘のとおり、今、県では、学力向上の集いを保護者対象に行っており、今年度も、これから10月から12月にかけて行う予定です。昨年度も延べ800人ほどの保護者に集まっていただきましたので、今後もさらに行っていきたく思っておりますが、確かに各学校において、それぞれの取り組みすることは非常に重要なことだと考えております。

今現在、各学校では、いわゆる家庭学習の手引をつくって、それぞれ家庭に配っている学校が多いわけですが、さらに学校の中で家庭学習がどうあるべきなのか、家庭においてどのようなことをやっていけばいいのかを、先程たよりという話がありましたけれども、そういうことも含めて、学校の取り組みをさらに推進していけるように、これから臨時の校長研修会、学力向上フォ

ーラム等もございますので、そういうところで指導をしていきたいと思いを。

早川委員

先ほど答弁で、今回の結果を受けて、今年度、臨時の校長会や、学力向上フォーラムを新たに行うとのことですが、そういうところで、学校側から推し進めていただければと思います。

よく言われている学力が高い秋田県は、家庭学習の時間が多いのですが、ここでは母親だけではなく、父親、おじいちゃん、おばあちゃん、家族がみんなで子供の勉強を見ており、ここに何か秘訣があると思います。

そこで、学力向上のため、特に父親の家庭での教育についてお伺いしたいと思います。これは、義務教育課ではなく、社会教育課の所管になると思うのですが、文科省の調査によると、子供とのコミュニケーションがある家庭ほど学力が高いという結果が出ているようです。また一方で、6歳未満の子供を持つ父親の1日の家事、育児時間は、日本は約1時間で、先進国の中で最低水準というデータが出ており、これには私も少しびっくりしました。

このような中で、長野県や岐阜県では企業に先生、講師を派遣して、男性の従業員に父親の家庭教育の参画を推進する出張講座をしております。たしか本県でも似たような事業をやっていると思います。私自身、恥ずかしながら小学生と中学生の父親ですが、まだまだ父親の意識がほんとうに低いと思っております。しかし父親が家庭学習に興味を持つことは大変重要なことだと思います。

例えば鳥取県では、県教育委員会がおやじの会というNPOと連携して、生活だけではなく具体的に学習支援の場をつくった事業が行われております。そこで本県も、特に学力向上につながる父親の家庭教育への参画を向上させる取り組みを行うべきだと思いますが、そのようなことができるでしょうか。また、予定していることがあればお伺いしたいと思います。

相河社会教育課長 委員ご指摘のとおり、文部科学省の委託事業では学力と家庭教育の間に相関関係が見られまして、父親が家庭教育にかかわることで、より充実したものになると考えます。

長野県と岐阜県と同様に、本県でもお父さん応援出張講座を今年度6講座開設しているのですが、特に父親と子供のコミュニケーションを促進する講座を10月と12月に2講座予定しています。そういう講座を通して、父親を中心に家庭内のコミュニケーションが深まっていき、子供のコミュニケーション能力が高まり、ひいては学力向上につながっていくのではないかと考えます。

また、お父さんの家庭教育での役割について考え、また父親の子育て参加の意識を啓発する「父親を考えるフォーラム」を11月1日に行うことになっております。このフォーラムにつきましては、父親の家庭教育参加の必要性の理解を深める講演会を行うことになっており、講演会を通して家庭教育が充実し、ひいては学力向上につながるのではないかと考えています。

以上です。

(東京オリンピックの事前合宿誘致について)

早川委員

私も参加させていただきたいと思いを。

もう1点、次に東京オリンピックの事前合宿誘致に向けてお伺いしたいと思います。JOCや、次のリオ・デ・ジャネイロのオリンピックの関係で、タイミング上難しく、外に漏らさず、積極的に水面下でやられていることは私も認識してしています。そのような中、私は以前から申し上げているのですが、海外のチームに直接売り込む教育関係者のコネクションや国際的な人的関係が重要だと思っています。今までに、山梨学院などいろいろなところに来ている

合宿を見ると、海外の監督、競技関係者から直接紹介して来ていると聞きます。

そこで、まず県内の国際的に活躍している競技関係者を調べた上で、そういう人たちと情報交換を密にして、その関係者にアプローチすることが有効と考えますが、事前合宿の誘致に向けて、県内のスポーツ関係者や、海外との非常に濃いコネクションを持つ人たちの人的なネットワークの活用について、所見を、お伺いしたいと思います。

上野スポーツ健康課長 国体のスポーツ関係者にも、ナショナルチームの監督をされている方、また、中央で活躍されている方もいらっしゃいますので、こういう方を通じて事前合宿へのアプローチを行うことは大変有効なことだと思っています。これからさまざまな関係を築きながら、いい結果につなげていきたいと思っています。

早川委員 具体的にリストなどは、なかなかお答えできないと思いますが、県外でも各競技の日本代表クラスの人、コーチ、コネクションを持っている人に、逆に本県のすばらしさを知っていただくことも重要だと思います。そして、海外に山梨はいいと言ってもらえることが重要です。

ここに先日の新聞記事があるのですが、県の陸連が、今行われているアジア大会に向けての日本代表のリレーチームの最終調整を小瀬で行ったということです。小瀬スポーツ公園は東京から近く、似通った標高でナイターもできます。オリンピックの場合、実際に夜の競技があり、その競技時間に合わせられるため、このようなアピールができたようです。

そこで県としても、今から可能性のある各競技の大会や、合宿の誘致をするか、また各競技の日本代表クラスの監督やコーチの講演などで積極的に呼び、各競技とのコネクション、関係者とのコネクションを活用した合宿の誘致も行っていくべきだと思いますが、その点を最後にお伺いします。

上野スポーツ健康課長 陸上競技につきましては、積極的に取り組んでいただき、実は夏には日本陸連の施設整備関係者の専門の方に富士北麓のグラウンドを見ていただきました。インターハイのときには、日本陸連の強化委員長もお見えになっていましたので、そういう機会を通じて、今回の小瀬への招待も実現したという経緯があります。

中央へのコネクションの確保については、各競技団体で中心になって頑張っていたかなければならないと思っております。我々としても、その活動をサポートしながら、きちとした関係をつくって、事前合宿の誘致や、本県のPRにつなげていきたいと考えています。

(教員の残業について)

木村委員 現在、思いも寄らないような事件が起こっています。複雑化した社会に比例して、家庭環境や教育環境も複雑化しているように思います。先日も父兄と教頭先生のやりとりをお聞きする機会があったのですが、国や県からの調査もたくさん増えており、その対応が大変だと実感しました。さまざまな仕事に追われて、子供たちとゆっくり向き合う時間があるかと大変心配をしています。

さて、昨日の一般質問の中で、勤務時間がOECD諸国で最も長い教員の勤務実態について、正確な残業時間を把握するとの答弁がありましたが、もう一度状況をお聞きしたいと思います。

渡井義務教育課長 市町村立の小中学校につきましては、服務監督権が市町村教育委員会にあ

るため、県としましては、市町村教育委員会に対して通知をすることで、事務処理の効率化、行事の精選などにより、時間外勤務の軽減について指導しております。小中学校の個々の学校が、何時間の超過勤務時間があるかにつきましては、県としては把握しておりません。

木村委員

私の調査によりますと、勤務時間終了後1時間30分、6時半ごろまで学校にいらっしゃる先生方が82%おります。さらに勤務時間終了後2時間30分、7時半以降まで学校にいる先生方が33%となっています。私の自宅は小学校の校庭の横なのですが、夜かなり遅くまで電気がついていて、運動会の前後になると朝も早く大変だなと思っています。

そのほかに9割の教職員が仕事を家に持ち帰っています。1週間で持ち帰った仕事時間が5時間を超える教職員が約30%もいると伺っています。市町村任せでなく、県はそういう実態を把握しているのでしょうか。県教委のお考えをお聞きしたいと思います。

渡井義務教育課長

先ほど申し上げましたが、県としましては、市町村教委を指導する中で、各学校において、職員会議などの会議を精選したりとか、会計や成績処理等のIT化を図ったりするなど、超過勤務時間の軽減に取り組んでいることは、把握しております。

しかし、細かい個々の学校における超過勤務につきましては、今の時点で、把握していないというのが実情であります。

以上です。

木村委員

国や県、地教委からのさまざまな調査や研修などの対応に追われ、放課後に子供たちと触れ合う時間や、補習授業をする時間がとれない状況もあると聞いております。人を増やしなからすけれども、削れるものを精査することも私は大切ではないかと思えます。教員の多忙化解消策について、県教委から具体的な改善策がありましたら、お聞きしたいと思います。

渡井義務教育課長

義務教育課としましては、委員もご指摘のとおり、いろいろな調査があちらこちらから来て大変だという話を聞いております。本課におきましては、今まで個々の担当者がいろいろ調査を学校におろしていたのを、一括調査としてまとめておろし、また電子ファイル化して答えられるように調査自体も精選することで、事務の軽減に取り組んでおります。

以上です。

木村委員

わかりました。文科省の公表によると、2012年度の教職員の病気休職者が8,341人で、そのうちの精神疾患が4,960人とのことなのですが、山梨県の状況はどうなっているのでしょうか。

雨宮福利給与課長

今年度8月末の状況ですが、精神疾患の小中学校、県立学校における休職者につきましては9名となっております。

木村委員

先生方もストレスなどいろいろ大変な中で、このようになっているかと思えます。病気をされている方には、ぜひ先生方が早く復帰するよう、県教委でも努力をお願いしたいと思います。

私が心配するのは、先生が出てきたと思ったら、途中でまた入院しなければならないと、子供たちが振り回されるということです。人事はとても大変なの

は承知をしておりますが、要望としまして、ぜひ子供たちに影響がない配置をしていただきたいと思います。病欠の先生はしっかり治していただき、途中で出てこなくても、ぜひ子供たちが一年間を同じ先生が担任でいられるような人事を図っていただきたいと思います。答弁いただければありがたいのですが。

渡井義務教育課長 お休みになる先生はさまざまな理由、それぞれの事情があると思います。県としましては、その場合、期間採用教員や代替教員など、かわりとなる教員を配置するということになります。できるだけ速やかに、また子供たちに影響のないように取り組んでまいりたいと思います。

(教員の定数増について)

木村委員 今度は定数増についてお伺いをします。今の質問とも関連しますが、昨今話題になっている学力向上についてです。インターネット上で、今までの分析、課題、今後の取り組み等がしっかり出ており、読ませていただきました。研修会をはじめ、いろいろな対応を大変されて、県教委のご努力は大変だなと思うわけですが、私がほんとうに一番大切なのは、落ちついた教育環境だと思えます。教室の中でしっかりと学ぶ、その日々の落ちついた授業環境こそが、学力向上につながると確信しており、それしかないと思っています。

教職員の定数を改善して、余裕を持って授業や業務に臨むことを望むわけですが、今年度のOECDの調査結果によりますと、国内総生産に占める教育への公的支出割合は3.8%であり、日本は34カ国中で5年連続最下位という大変不名誉な結果であります。先生が一番忙しいのに国の教育に対する公的支出は最下位という、それで世界に羽ばたけとか、先生たち頑張れというのはおかしいではないかなと思います。

国の百年の計と言いますが、教育はほんとうに大切です。しかし、国の将来、子供たちの将来を考えると、大変不安になるところであります。国の予算増額を求めていることを聞いておりますが、それと同時に、県費の教育費の増額とともに、県費での定数増の必要があると思いますが、いかがでしょうか。

相原次長・総務課長事務取扱 教育を取り巻く環境というのは、今、委員のおっしゃいましたとおり、さまざまな教育課題があるわけですが、そういうものに対応していくためには、やはり国の、いわゆる定数法に基づきました教職員配置が中心になるわけです。その中で、山梨県の重要課題だと考えられる部分につきましては、その定数法に基づく教員配置にかかわらず単独で教員を配置している部分もございます。

例えば複式学級の解消や、外国語指導教員の加配など県独自の配置をしており、その数は約30名程度になります。これが多いか少ないかということはございますが、そのような県としての努力はしてございます。

以上です。

木村委員 県教委のご苦勞もよくわかっているわけですが、やはり人員増などの改善策をしっかりと立てていくことを求めなければいけないという思いで、質問させていただきました。

山梨教育というものを打ち立てて、その学力向上を目指すと。学力向上も、ほんとうに5%ぐらいのことで順位が何だと、大騒ぎしているようですが、そうではなくて、ほんとうにしっかりした人間を育てるためには、やはり、人員増の対策をしていかなければならないということに落ちつくわけです。要望して終わりたいと思います。しっかり頑張ってくださいと思います。

(小学校1年生の指導について)

山田副委員長

まず、木村委員からもお話があったように、授業環境がしっかり整えば学力も向上するということにも関連するのですが、現場の先生方が非常にご苦労されていることはよくわかった上で、あえて質問させていただきます。

私は、小学校に入学したばかりの1年生が、最初の4月をどう過ごすかにかかっていると思っています。小学1年生の4月に対して各学校長、あるいは担任の先生に、どういう指導をしているのか、まず、お伺いをしたいと思います。

渡井義務教育課長 委員ご指摘のとおり、小学校では小1のスタート、中学校では中1のスタートが非常に重要ですので、各学校でも、当然、学校長はそれに適した担任を配置しています。ベテランの教員、あるいは新人でも、フォローできる形で対応していると考えています。また小中の入学時におけるいろいろな課題について事前に検討する中で、スムーズに入学しスタートできるよう各学校で取り組んでいるものと思います。

山田副委員長

犯人探しはしてもらいたくないのですが、ある小学校のことです。同じ1年生で、仮に1組、2組としますと、同じ年齢ぐらいで、同じ女性の教員がおり、片方のクラスではそんなことないのですが、片方のクラスは、席にじっとして座ってられない子がいて例えばトイレに行くなど、その子がいるからかどうかはともかく、教室でトイレに行くにも先生にも了解をとらず、ほかの子も行ってしまふということがありました。ですから、最初にだめなものはだめということ、最初にしっかり言っていないと、非常に厳しいなと思うわけです。特に、最初の1年生になったばかりの4月、まだ初々しい子供たちが、まだ先生を向いているときに、きっちりしないと、後では取り戻せないと実感しました。あわせて、先程、義務教育課長はやっていると思うと言っていました、思うのではなくて現実の上で、もう一度お願いしたいと思います。

夏休みでは、なかなか取り戻せないわけですが、相談を受けた子供に対しては、夏休みに、みんなでいろいろかかわる中で、結果的に夏休み以降、少なくとも教室には座ってられるようにはなりよかったです。それ以外にも、まだいろいろな問題はあると思います。相当の労力が、その後必要となると思いますので、それについてもよろしくお願いしたいと思います。

また、別の学校でも不適應な子がいて、リソースの教室にも行けなかったのですが、何とかしていきたいという学校長の熱意はすごいものでした。私もずっとかかっていたのですが、担任の先生が、「まあ、この状況じゃ、もう」と保護者に言っていることを知りました。私が思ったのは、公教育は何なのであろうか。公教育にはもともと限界がありますが、その限界ではなく、本来、養護クラスへ行く、あるいは自立支援の学校として、例えば甲陽学園などがあるとしても、そこまでではないと思う子供がいたときに、義務教育の中で、小中学校で受けなければ、この子はどこに行っちゃうのだらうと思いました。

公教育で義務教育を課せられている中では、保護者は子供に義務教育を受けさせます。校長も何とか頑張ろう、いろいろな手を尽くす中で、非常に私も残念だったのですが、学校の現場の先生方に、やや後ろ向きなこともあります。2カ月ぐらいの期間で、不適應といえは不適應なのでしょうが、公教育の役割とは、どう考えているのか伺います。

渡井義務教育課長 今、具体的な例が2つほどあったわけですが、最初の授業規律につきましては、最初に授業規律をしっかりつくらなければ授業になりませんので、これ

は非常に大事なことだと考えております。

それから2番目の件につきましては、発達障害のような傾向のある子ですか学級の中に今いろいろな子供がおりますが、やはり学校教育の中で必ず一緒に育てていかななくてはならないと思いますし、また、そういう子から学ぶこともたくさんあると思います。先程、校長の熱意があるというお話がありましたが、校長のリーダーシップのもとにやっていかなければならないと思います。

県としましては、さまざまな生徒指導上の問題がある学校についても、直接出向いて指導等も行っております。全ての子供たちが明るく元気に楽しく学校教育を送ることができて、健やかに成長するよう、また県教育委員会として努めてまいりたいと思います。

山田副委員長

今、義務教育課長が言われたように、現場に行ってみれば、ほんとうにすさまじいので、これでは教員の皆さんが残業するのも無理はないと思います。私も、極論ではないけれども、意見としては、やはり言わなければならないと思っています。課長が言われた発達障害という言葉自体も少し曖昧なところもありますが、広い意味での発達障害の子が、非常に多くなっており、かなり影響を受けているという現実を知った上での質問ですので、お許しをいただきたいと思います。

先生方は頑張っているけれど、親の身にしたら、ここでだめだったら、どこ行ったらいいのかという現実もあるわけですが、私は、それまでにやることがあると思います。私もその子のところに通った回数を計算するため、日記を見たところ22回でした。そのぐらい行けば、皆さんも多分納得してもらえましょう。ただ1回ぐらい行って見て来ましたというのとは違い、私は徹底的に見続けようと思ったわけでありまして。そのぐらいしないと説得力を持って聞いてもらえないと思って言いましたが、そのぐらい現状が厳しいということです。

次に、9月19日の学力テストの新聞記事から質問させていただきたいのですが、私も全国の学力テストをすれば、当然結果を知りたいと思いますし、絶対に公表すべきだと思います。義務教育課長が答弁したように、少人数学級で、3人とか5人しかいないところでは、いろいろな手当てをすればいいと思いますが、基本的に私は公表していくべきだと思っています。小学校75、中学62という結果なわけですが、静岡県知事の気持ちもわからないではありません。まず、義務教育課長に全国学力テストの公表について、お伺いをしたいと思います。

渡井義務教育課長

新聞にも書かれているとおり、本県の各学校が行っている結果公表の率は、全国の平均よりも低い数値になっております。県としましては、各学校、また地教委において、それぞれ適切な方法で、何らかの形で、やはり結果は公表していくべきだと考えており、そのような指導も行っております。他県でも、また本県でも、上手な公表をしているところもありますので、わかりやすく、課題が明確になり、どう取り組んでいくのかがわかる公表については、今後も各学校や市町村教委が積極的にしていく指導を続けていきたいと思っています。

山田副委員長

蛇足になるかもしれませんが、発表していない学校については、今、どのような指導をしているのでしょうか。

渡井義務教育課長

個別の学校に云々ということは特にしておりませんが、県としては、やはり市町村教委を通して指導するということになります。先ほども別の答弁でお話したように、これから校長や教員を集めた会議がございますので、そのよう

な折に、結果の公表につきましても、先ほど申し上げたような視点で指導をしてまいりたいと考えております。

(グラウンド・ゴルフ場の整備について)

山田副委員長 では、この問題はこのぐらいにしまして、最後の質問をいたします。グラウンド・ゴルフ場の整備は私も本会議でさせていただきましたが、庁内検討会を設けたということですが、どのぐらいの頻度で行っているのでしょうか。

上野スポーツ健康課長 3月に設置をしまして4月、6月、7月とやっております。

山田副委員長 その中にグラウンド・ゴルフも入っているのでしょうか。

上野スポーツ健康課長 対象となる施設につきましては、県体育協会から上がった要望を中心に検討しておりますが、過去に議会等で話題になった施設等ということで、グラウンド・ゴルフも、その項目の1つに入っています。

山田副委員長 昨日の本会議で、各競技団体の意見を聞いてとの答弁がありました。グラウンド・ゴルフに関しては、私も代表の方とも接したのですが、その方はやや積極的ぐらいの方です。実際にやっている競技者の方々、わかりやすく言うと、甲斐市のグラウンド・ゴルフをやっている人は専用のグラウンドの要望が非常に多く、そのような声があるのであれば、今度は署名活動でもしたほうがいいのかなと思っています。

県の立場とすれば、団体の意見を聞くのというのは、そうなのでしょうけど、周りの声までは吸い上げられていない場合には、どのような対応をしたらいいのでしょうか。

上野スポーツ健康課長 競技団体から話を聞くのは、必要なものに関して行うものと考えており、全ての団体から聞くということではありません。施設の内容や効果等、確認したい内容についてのみ話を聞くこととしています。

我々としては、やはり団体の代表者から話を聞くのが一番フェアなのかなと思います。団体では代表の方を選任しておりますので、我々からのアプローチは代表の方を通じてさせていただきたいと考えています。

以上です。

山田副委員長 では、現状、袋小路になるような場合、署名活動など行えば、それはそれで考えていただけると理解してもいいのですね。

上野スポーツ健康課長 我々としては、団体と情報交換をしながら検討を進めさせていただきたいと考えています。

山田副委員長 署名ではだめということですね。わかりました。  
では、以上です。

(東京オリンピックの競技施設、練習会場について)

齋藤委員 まず、先ほど早川委員がおっしゃった競技施設、オリンピックの練習会場について伺います。誘致とのことですが、先の一般質問の中で、たしか教育長は、中央の方針が定まった時点で考えていくと、おっしゃっていました。しかし、全国には、いろいろな競技を誘致しようとしている地域は非常に熱心で、事前

にどんどんアプローチしておりますので、中央の競技方針が決まったときには、もう既に遅いと私は見えています。そうすると、山梨県はほんとうに誘致する意欲があるのかどうなのか疑いたくなるのです。

それから競技を誘致しようと仮定した場合、やはり外国選手を受けるということになると、実は費用もかかるのです。そういう試算をしたことがありますか。その2点についてお聞かせ願いたい。

上野スポーツ健康課長 まず、中央の様子を見るという話ですが、基本的には、中央が決まってからということではなく、中央の動きを見越しながら、例えば現在、組織委員会では、今後の事前合宿の誘致、事前合宿をやる意向があるかどうか、施設調査をすることとしています。その施設調査に先立ち、中央競技団体からヒアリングをして、例えばバレーボールならこういう規格が必要、こういう条件が必要というものを競技ごとに整理をして、地方自治体に調査を行う段取りになっています。我々としても事前にその調査に備えて、さまざまな情報等を収集した上で、市町村や競技団体と共有しながら、調査に対応できる取り組みをしているところです。

それから、試算の話ですが、具体的な事例が決まらなると、なかなか数字も出てきませんので、現時点では具体的な試算はお話ししておりません。

以上です。

齋藤委員

しかし、具体的に受け入れの試算をしっかりとっておかなければ、いいですよといわれたとき、予算がなくて受けられないということが必ず出てきます。今まで受け入れた都道府県もあるのに、一体どのぐらいの予算が必要なのかということぐらい知っておかなければ運動もできません。県の予算だけで足りなければ、やはりいろいろな企業からも協賛も得て、集めなければいけないのです。

受け入れの予算は大丈夫です、準備してありますといえば、競技委員会も、それでは山梨にということになりますし、それが受け入れだと思います。予算と施設がセットで大丈夫ということで初めて、外国人の選手を迎えることができるのです。だから、試算をしておく必要があると思うのですが、その点について、教育長、いかがですか。

上野スポーツ健康課長 すみませんが、私からお答えさせていただきます。具体的な試算はしてはおりませんが、委員ご指摘のとおり、大変重要なことだと思っています。

今年度は香川県や福岡市など、事前合宿受け入れ実績のある自治体を訪問して、その様子、市町村、競技団体等の役割分担などについて勉強させていただいているところであります。情報についても、今年11月には市町村や競技団体を集めて、情報共有の機会をつくりたいと考えています。

以上です。

齋藤委員

それから、サッカー協会やラグビー協会が専用施設を欲しいと署名活動してお願いした過程があり、先般の一般質問の中でも、そのような答弁を聞きましたが、改めて県としての受け入れの考え方を、お聞かせ願いたいと思います。

上野スポーツ健康課長 事前合宿というのは、オリンピックの参加意欲や、地域の振興、またスポーツの振興に大変効果があるものだと思っています。さまざまな競技団体、それぞれの立場で努力いただいて、先ほど早川委員からご指摘いただいたように、陸上競技では既に日本陸連とのパイプを太めてるところです。このような取り組みを各競技団体に重ねていただき、ぜひ事前合宿の実現が図られるよう、

我々としても一緒に取り組んでまいりたいと考えています。

齋藤委員            そういうことでなくて、競技施設の建設に対して聞いているのですが。

上野スポーツ健康課長   施設整備については現在、検討委員会で検討しております。財源や効果などさまざまな要因を整理しておりまして、方向性につきましては年度末を目途に整理させていただきたいと考えています。

(スポーツ振興について)

齋藤委員            特に山梨は東京オリンピックの隣接県です。やはり隣接県でありながら、そういうものを受けられないなんていうことは、実は寂しいことだと思います。県のメンツにかけても、競技を受けることが、地域の経済効果にもつながり、スポーツ人口を拡大することにもつながっていくので、しっかりやってもらいたいと思います。

次に、スポーツ振興についてお伺いしますが、山梨県は前々から県民一スポーツ、皆スポーツの推進を進めてきたわけですが、現在、県民皆スポーツの層がどこまで浸透しているのでしょうか。その辺を調査したことございますか。

上野スポーツ健康課長   昨年調査したところによりますと、スポーツを1週間に一度もしていない方が全体の4割程度ということがわかっています。

以上です。

齋藤委員            私も、スポーツしていない層が非常にあることは承知しています。この4割の人を、どのようにしてスポーツに親しめるか指導をすることは、教育委員会の役目だと思っております。

ここにある体育協会の要望書にも書かれておりますが、この4割のスポーツしていない人の層に、どのようにスポーツ振興していくかは大事なことです。何か具体的な取り組みを考えていますか。

上野スポーツ健康課長   スポーツをしていない4割の方に対する、なぜやらないかという追加質問の中で、4割の中の6割の方が、チャンスがないということを行っています。そうすると、6割の4割ですから全体の24%の方々は、適切なスポーツの機会があれば、スポーツに取り組んでくれるのではないかとということで、今年度から地域スポーツ推進協議会を設置して、市町村で行っているさまざまなスポーツイベント、スポーツへの取り組みなどの情報を出し合っていたり、今まで市で全部集めて1つでやっていたものを、身近な地区のレベルまでおろして活動したらどうだろうか、ラジオ体操をみんなで行おう、軽スポーツっていいじゃないかといった取り組み事例を、それぞれ市町村の中で行っている良い事例として情報共有、情報交換しながら行っているところです。

齋藤委員            地域のスポーツ熱は、私の体験では市町村合併する前のほうが、実は盛んだったと思います。市町村合併してから、どうしても組織が大きくなり、何か地域でのスポーツをやるという機会が失われてきていると感じます。それをカバーしながら指導するのが、県教委の1つの役目だと思っております。

そして、スポーツを親しみ、取り組むきっかけを与えているのは、やはり地域で活動している、それぞれの競技の協会や団体です。そういう人たちの力をかりてやるほうが、ほんとうは大事です。行政がやるより、仲間同士でスポーツの仲間を増やしくことが非常に大事なことだと思っております。その点につ

いてはいかがでしょうか。

上野スポーツ健康課長 スポーツというのは仲間づくりに大変有効でありますし、その仲間づくりの輪がスポーツの振興で最も効果的なものだと思います。委員おっしゃるとおり、やはりスポーツ振興、仲間づくりが大事であると考えています。

齋藤委員 私が知っている範囲の中で申し上げますと、スポーツを一生懸命やろうと、意欲を持って取り組もうとしているけれども、ある競技の協会の組織が古い体質のままであるため、スポーツをやろうという人が大会にも出られないということがあります。拒否されて出られない組織があるのですが、そのことはご存じでしょうか。

上野スポーツ健康課長 その問題については以前、齋藤委員からアドバイスいただき、そういうトラブルがあるということは承知しております。

齋藤委員 例えば、バレーボール協会の中に、家庭婦人の協会がございます。そういうママさんバレーと家庭婦人の方たちが一生懸命スポーツをやると、やはり親が一生懸命スポーツに取り組めば、子供だって必然的に親の姿を見ながら、私たちもやろうという機運になってくるはずです。

また、仲間でチームをつくっているからには、どんな大会でも出て、競い合うことによって仲間の結束もでき、技術の向上にもつながるものだと思いますが、大会にも出られず、2年も訴え続けている団体があります。それについてはどう思いますか。

上野スポーツ健康課長 大会に自由に出られることは大事なことかと思えます。しかし、大会に出られない、役員の方となかなか意見が合わないという話も伺っておりますが、スポーツは基本的にルールの中でお互いの優劣を競い合うものであります。ルールに基づいて、お互いが納得して話を進めていただければいいかと思えます。必要であれば、そのルールについてみんなで検討するスタンスでやっていただければありがたいと思えます。

齋藤委員 2年間も訴え続けて放っておくなんてことは、ほんとうできないのです。意欲を持って取り組もうという人がいるからには、いろいろなところへ登録していけるよう指導してあげることは、大事なことだと思っています。そういう一つ一つ小さなことを解決していかなかつたら、県民皆スポーツ、一スポーツは推進できないのです。

ですから、本腰でそのように指導を行う必要あると思えますが、そのような姿勢について、教育長はどう考えておりますか。

上野スポーツ健康課長 もともとママさんバレーボール連盟、同好の士が集まってスポーツ、バレーボールに積極的に取り組んでいこうとする方々の集まりですので、県が意見を差し挟んだりすることはなかなかないと思っております。ぜひ関係する皆さんが仲よく運営できればいいかなと思っておりますが、なかなか解決ができないということであれば、我々としてもバレーボール協会と相談をしながら、様子を見守っていきたいと考えております。

齋藤委員 私どもは一委員という立場の中で、スポーツ振興に対しての環境づくりだけはやらなければならない責任もございます。

私のところに、これだけの資料が届いているのです。この資料を見ますと、協会の体質が大変なものだと思います。そういう意味で、しっかりやらせてもらわなければ、また問題提起しなければならないつもりでありますので、ぜひ、決意のほどを、もう一度聞かせてください。

上野スポーツ健康課長 なかなか課題が解決できないということであれば、周りの助けが必要になる場合もあるのかと思います。また改めてバレーボール協会と話をしながら、推移を見守っていきたいと考えております。

主な質疑等 福祉保健部関係

第113号 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第114号 山梨県薬事法関係手数料条例等中改正の件

質疑

山田副委員長 今回の説明を聞きまして、そもそも山梨県独自でこういうものが決められることに、少し驚きました。7月からPIC/Sという団体に加盟したこと自体の内容は理解できるのですが、それ以前は、都道府県が個々に、薬事法の幾つかのことに於いて許可していたということなのではないでしょうか。

三科衛生薬務課長 薬事法は幅広い分野を規制しており、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器というジャンルを所管しています。これまでも、例えば薬局や街角の薬店の許可は、以前から知事が行っていましたが、それ以外の、例えば医薬品の製造は厚生労働大臣の承認、製造業は許可が必要という制度だったのですが、その一部が政令で委任され、少し簡易なものから知事の業務として順次おりにてきています。ただし、現在も、かなり困難な分野については、国で所管するといったすみ分けになっております。

そういう中で、県でも医薬品の適合性調査の一部は行ってございまして、平成24年2月の国の要領改正以前も要領があり、それに基づいて調査は実施してきたところです。今回は、世界で45番目となるPIC/S加盟に当たり、国、都道府県等が同じレベルで調査をするということで、かなり高度な調査体制がしかれたところでございます。

山田副委員長 そうしますと、全国47都道府県が同じ基準でやっていくということですが、もし、山梨県に申請があり通った場合には、具体的な承認として、何らかの番号が付された場合、どのような公表をしていくのでしょうか。

三科衛生薬務課長 制度が少しややこしいのですが、医薬品であれば、こういう医薬品をつくりたいという承認書が交付されます。適合性調査とは、医薬品を製造している製造所が適正な管理下のもとに医薬品を製造しているかどうかを調査するというので、その製造工程、ラインを確認するという仕組みでございまして、もちろん申請に基づいて調査を実施して、適合していた場合には、適合性調査結果として、適合していた旨を通知する仕組みになっております。

齋藤委員 あまり僕にはわからないのですが、この医薬品の製造工程に係る適合性調査

とあります。この適合性調査には、特別の資格を持っている人が調査に立ち会うという考え方でよろしいでしょうか。

三科衛生薬務課長 この適合性調査に対応するのは、当課の薬事監視員という職員です。適合性調査には、年間40日ほどの研修を受けたリーダー調査員という者が、実際に工場に赴くという仕組みとなっています。

齋藤委員 本県にはその人材は何人いらっしゃるのですか。

三科衛生薬務課長 なかなか講習会、研修会に参加する時間等の余力もないので、現在は1名でございます。

齋藤委員 現在は1名ということですが、将来的には何名ぐらい養成しておく必要があると考えていますか。

三科衛生薬務課長 リーダー調査員につきましては1名いればよいことになっていますが、衛生薬務課の薬事監視員の数からいうと、2名は確保したいと考えております。

齋藤委員 調査に立ち会うという人は、ほんとうは2名以上必要です。1人だと責任持てない分野がありますので、このような調査員はやはり2名は早めに確保しておく必要があると思います。しっかりやってもらいたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第115号 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第116号 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第117号 山梨県医師修学資金貸与条例及び山梨県医師海外留学資金貸与条例  
中改正の件

質疑

- 山田副委員長 当会派の河西委員長が6月議会で、この件について質問しましたが、早速9月議会で提案されるということで、迅速に対応していると思います。この趣旨にあるように、一種の地域偏在、あるいは診療科の偏在は、これだけで必ずしも解消できるとは、もちろん思っていないわけではありますが、このような条例改正も1つの効果があるのかなと思っています。具体的には、この特定診療科の専門研修について、どのぐらいの金額で、どのような運営をしていくのか、まずお伺いします。
- 小島医務課長 特定診療科の専門研修につきましては、金額は月額10万円の奨学金を貸与することを考えております。研修期間ですが、後期の専門研修は少し長い研修もありますが、多くの診療科が3年です。ですので、最大3年間貸与を行い、借りた期間と同年数、県内の病院に勤務をすれば返還を免除することで、特定の不足している診療科の医師を養成しようと思っております。
- 山田副委員長 第2種の医師修学資金にも特定公立病院等とあり、また、特定診療科の中にも特定とありますが、あくまで、この特定は今回の条例改正の中で、県が特定するという意味なのでしょうか。
- 小島医務課長 まず、特定公立病院等の特定につきましては、公立病院を中心としていますが、それ以外に研修病院や、救急指定病院など公立病院以外の病院も指定をしていますので、この条例の中で特定と言っております。  
また、特定診療科の特定というのは、社会情勢等によって、どの診療科が不足するかは変わる可能性がありますので、規則で定める予定です。特定診療科については、例えば産科や外科などを指定するものでございます。
- 齋藤委員 医師海外留学資金のことですが、人数制限などはありますでしょうか。
- 小島医務課長 予算の措置をしていますので、予算の範囲内の執行ということになります。
- 齋藤委員 予算の範囲内となると、どのぐらいになるわけですか。
- 小島医務課長 本年度は3人を予定しております。
- 齋藤委員 3人分の予算があるとのことですが、海外といっても、例えばアメリカとか、ヨーロッパとかあると思います。研修先によっては内容も違うと思うのですが、その点はどういう考え方でやっていますか。
- 小島医務課長 先進的な医療を学んでくるということですので、留学先については特に国の指定はしてございません。
- 齋藤委員 先進医学を海外でしっかり学んで帰ってきてもらうことが一番です。山梨県とすれば大事な分野ですので、先進医療というものをしっかり勉強していただ

き、県立病院に貢献していただければと思いますが今まで何人、そういう勉強をして帰ってきた人がいるのでしょうか。参考までに教えてください。

小島医務課長 これまでの貸与者数は5人となっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第121号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条継続費の補正中教育厚生委員会関係のもの、第3条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(産後ケアセンター事業費について)

皆川委員 福4ページの産後ケアセンター事業費で、幾つかわからないところがあるのですが、産後間もない母親という、病院で出産した後、どのぐらいの期間を間もないと考えているのですか。

堀岡健康増進課長 原則として、おおむね4カ月以内ぐらいを考えております。

皆川委員 4カ月ですか。

堀岡健康増進課長 はい。

皆川委員 それから、運営事業者のことですが、事業者は要件としては、医師あるいは助産婦は、その構成員に入るのですか。

堀岡健康増進課長 審議いただいた後、事業者応募に関する運営要綱は正式に定める予定ですが、現在27市町村等で広域的連合体を組んでいる委員会では、施設に助産師を常駐させることが議論の中で出ております。

皆川委員 設定する委員会の構成メンバーと人数はどうなっていますか。

堀岡健康増進課長 有識者や市町村の代表等で審査委員会を結成することとなっております。委員会のメンバーは8名選定する予定でございます。

皆川委員 委員会ではよく有識者と必ず言うのですが、この場合の有識者とは、例えばお医者さんですか。

堀岡健康増進課長 まず、委員長は医師でございます。母子保健の専門家である、山梨医科大学の山縣教授になっていただこうと考えております。またその他、県とともに市町村で運営費を利用料負担として支出することになっておりますので、市町村の代表や公認会計士などで組織される委員会を考えております。

皆川委員 協定では民立民営と言っていますが、公営は一切考えていなかったのですか。

堀岡健康増進課長 国立・民営とする最も大きい理由は、非常に費用を節約することができる点にあります。また、県と27市町村全てから同意をいただいておりますので、事業主体は県と27市町村による広域的連合体となります。これにより、費用面でも公的な管理がある程度できるため、国立・民営で設計をさせていただきます。

皆川委員 これは、確かに要望が非常に多かったと聞いておりますし、出産後間もない母親が、非常に不安を感じていることも事実であります。むしろ遅いぐらいで、非常にいいことだと思います。運営は国立・民営とのことですが、設立時に予算を出して、それ以降は民営ということですか。

堀岡健康増進課長 現在、広域的連合体の委員会で話し合っている内容としましては、運営費は支出しないけれども、利用料を県と市町村でそれぞれ半分ずつ負担して、利用者に対する補助という形で公的にかかわり続ける予定であります。

皆川委員 わかりました。結構です。

山田副委員長 同じ関連質問になりますが、産後ケアセンターについては当会派の浅川議員が代表質問で取り上げた内容です。その際に利用料についても、たしか1泊6,000円という話があったと思います。6,000円というのは、市町村が半分負担することなので、総額1万2,000円に対しての6,000円なのではないでしょうか。もし私が事業者として乗り出すとしたら、これは採算合わず国立・民営とはいえ、事業にならないかと思うのですが、いかがでしょうか。

堀岡健康増進課長 浅川議員に代表質問していただき、ありがとうございました。その際に、6,000円とお答えしたのは、実は自己負担額でございます。宿泊した1泊2日分の料金としては、今、市町村と県で話し合っているのは3万3,000円でございます。6,000円を自己負担していただき、残りの金額を県と市町村でそれぞれ半分ずつ負担するというところでございます。

山田副委員長 県と27市町村ということだと、県内の市町村ではない人、県外の里帰りなど場合は、どのような対応になるのでしょうか。

堀岡健康増進課長 里帰り出産の方に関しましては、県内の市町村に住所がありませんので、やはり利用料の補助は、率直に申し上げて難しいと考えております。ただし、私ども施設の最低限のスペックとして6床以上を要求しようと思っておりますが、事業者が自由に泊めたりすることを制限するつもりはございません。例えば8床つくって、残りの2床をそういう里帰り出産の方が使うような提案なども含めて募集させていただきたいと考えております。

山田副委員長 わかりました。

(指定難病医療費助成制度改正対応事業費について)

早川委員 福4ページの指定難病医療費助成制度改正事業費について伺います。補正額193万6,000円でシステム改修費等を実施とあります。これはシステム改修費が54万円で、人件費が50万円ほどであると思います。この人件費について、本会議では、難病支援センターの体制を拡大するとの答弁がありました。

たが、この人件費は大体幾らぐらいなのか教えてください。

堀岡健康増進課長 今回ご審議いただいております特定疾病対策事業費のうち、難病相談支援センターの相談員を増員する経費として、年度後半の3カ月分ですが、52万6,000円となっております。残りがシステム関係やパンフレットなど申請や募集する経費として計上しております。

早川委員 先ほど説明があったように、残りの3カ月で52万円は少ない金額だと思いますが、そういう理解でいいですか。

堀岡健康増進課長 はい。

早川委員 本会議の答弁では、就労支援に対する人員を増員することなのですが、私は、可能であれば地元の意見も聞いて、例えばソーシャルワーカーのような具体的な人材を採用できないかなと思っております。その点はいかがでしょう。これは1名増員ということですか。確認で、お願いします。

堀岡健康増進課長 難病相談支援センターに関して、まず人数を言いますと、今、相談員として看護師が1名専従でおり、さらに業務の補助として0.5名の事務員がおります。これをさらに0.5人増員して、2名の専従体制にすることが、事業費の拡大でございます。

今ご指摘いただきましたソーシャルワーカーについてですが、確かに今、難病法が新しくでき、その中で就労支援もうたわれておりますので、就労支援ができる人材が一番重要でございますが、この事業は難病連という難病患者の方々の患者会に委託している事業でございます。ここでは、患者団体の方々のニーズに沿った活動をととも考えておりますので、委託先と適切な人材がいるかどうかも含めて議論しながら、ご指摘の点について検討してまいりたいと思います。

早川委員 ぜひその辺も検討していただきたいと思います。

次に、今回の法改正で私が感じる大切な点は、患者の方たちの生活、自己負担に関すること、難病患者の人が実際の生活に直接関係する部分が多いと思っています。私も実際に先週、患者のご家族の方から話を聞いたのですが、今現状なかなか不安でわからない点が多いこともあって、患者の関係者の人たちの不安をなるべく解消するためにも、例えば病院にわかりやすいものを掲示するとか、市町村と連携して、現状の4,000人か、拡大後の7,000人の方に対してわかりやすい文書を発送するとか、事前の対策が何かできればいいと思っています。そのような内容は、この予算の中にはあるのでしょうか。それとも計画の中にあるのでしょうか。

堀岡健康増進課長 確かに今回新しい法律ができましたので、非常に大きな改正となります。自己負担額も変更になり、56疾患から最終的には300疾患に広げると聞いております。かなり大きな変更でございますので、この予算はお認めいただきましたら、2次医療圏ごとに説明会を開催したいと考えております。そこでは医療機関だけでなく患者さんも来られるよう周知をしてまいりたいと考えております。

2点目の医療機関への周知ということですが、今回、難病指定という新しい制度で、知事が指定した医師に診断書を書いていただく制度に変わります。今

までに難病の診断書を書いたことがある医療機関全てに対して、指定医の制度と今回の制度変更に対するチラシを送ることを考えております。

最後の患者さんに対するものですが、7,000人というのは推計でございます。7,000人から現在、難病である4,000人の方を引いた残りの3,000人の方々については、どの難病の方がどの住所にいるのか把握ができませんので、その方に周知するのは難しいのですが、現在、難病である4,000人の方には全て周知をしたいと考えております。

以上でございます。

早川委員

いずれにしても、できるだけきめ細かい対応をしていただくことが、逆に行政の窓口を混乱させないことにもつながると思いますので、ぜひお願いします。

最後の質問となりますが、相談窓口について伺いたいと思います。現状は、先ほどの説明にもあったように、中北保健所にある山梨県難病支援相談センターでは、責任者が1名、相談員が1名、事務員が1名という体制でやっているということです。また各、地域の保健所にも難病担当の方がいると思うのですが、実際に、私が先週、お年寄りでALSの難病患者の方からお話を聞いたときに感じたことがあります。それは、問い合わせをしたけれど、何度か電話をつなぎ回されて、ようやく担当者にたどり着いたとか、地元の保健所の難病窓口がわかりにくいというご意見でした。

今回の法改正を受けて、京都府では、お金をかけるのではなく、電話の専用回線を2本引いて無制限で対応しているようですが、本県でも、同様のことはできないのでしょうか。

また、新しい体制でなくても、県民にわかりやすくするだけでもいいと思います。例えば難病相談窓口開設の表示だけでも、保健所とかホームページ等で、わかりやすい表示をすることは必要だと思いますが、いかがでしょうか。

堀岡健康増進課長 今、難病相談支援センターで毎年数百件の相談を受けております。主なものは、患者団体がどこで活動しているかといった相談です。一方、保健所にも担当者がおりまして、こちらは主に制度に関する相談を受けております。確かに難病制度が変わることで相談の件数が非常にふえることが予想されますので、できるだけ患者にわかりやすい周知の仕方を含め、さまざまな検討をしてまいりたいと考えております。

早川委員

お金のかかることではないので、ぜひ表示していただければと思います。例えば佐賀県では、ふるさと納税資金を使って難病の特定疾患に対応する努力を最近始めたようです。こういった努力もしていただければと思います。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第24-10号 重度心身障害者医療費助成制度の現行のまま窓口無料の継続を  
求めることについて

意見

(「継続審査」との声あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

請願第26-10号 重度心身障害児の医療費窓口無料の存続を求めることについて

意見 (「継続審査」との声あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

#### 所管事項

質疑 (重度心身障害者医療費助成制度の改正について)

早川委員 大きく2点伺いたいと思います。まず、重度心身障害者医療費助成制度の改正について伺います。11月の制度改正まで、いよいよ近くなってきております。知事の所信にもあったと思いますし、私も6月に関連質問させていただきましたが、病院の窓口時間の解消について、今現在、病院を訪問するなど、あらゆる機会を通じてお願いをしているところだと思っております。私も6月に、別窓口や後払いという例を出して提案をさせていただきました。

一方、お願いをされた病院に私が聞いてみたところ、重度心身障害者の人だけ、会計を待たなくてすむというのはなかなか難しいという意見もありました。まず、病院にお願いして、現場の状況は実際どうなのでしょう。現実的に対応をしていただけるのか。何か対策があるのか。もしお答えできたら、お願いしたいと思います。

平賀障害福祉課長 重度心身障害者の制度変更に伴います病院の待ち時間の関係ですが、患者数が多い病院、その中でも特に総合病院と言われるものが県内で30ございます。この30病院につきまして、個別に状況の聞き取りを行いました。その結果、まず全体的に言えることとしましては、従前と比べ、最近、会計システムが、各病院とも進んでいるため、待ち時間は、私どもが思っている以上に改善されていると言えらるかと思います。診療、受診前の待ち時間に比べますと会計の待ち時間は大分短縮されてきていると思っております。

聞き取り調査した結果によると、30病院の約半数につきましては、処方箋のお渡しや、あるいは次回の予約票のお渡しと同時に行われますので、11月に制度移行になった後も、会計の待ち時間は変わらないとのことでした。

残り半分の15の病院につきましては、この方式に伴う影響が出てくるわけですが、この15の病院も、その多くは患者の方お一人一人の状態に応じて、次回の精算のときにまとめた精算でもいいと聞いておりますし、中には会計機器を増設し、待ち時間を短縮するといわれたところもございました。

早川委員 それぞれの対策もあると思いますが、15はあまり変わらないけれど、15はやはり待つということですね。先ほどの答弁にもあったように、大切なのは大きい病院ほど待つということで、例えば県立中央病院は県下で一番大きい病院ですので、待ち時間も一番多いと思います。公立病院として、県立中央病院が率先して行うべきことがあると思うのですが、県立中央病院の対応を教えてくださいいただけますか。

平賀障害福祉課長 県立中央病院ですが、委員ご指摘のとおり、影響が大きい中の1つと考えております。県立中央病院につきましては、制度が移行する11月から、ご案内のとおり、会計がある1階フロアに新たに職員を配置いたします。障害のある方は、それぞれいろいろな事情があると思いますので、そういう個々の事情に応じた対応をさせていただき、あるいは今も自動精算機が設置されておりますが、この自動精算機の使い方を案内するなど、それぞれの患者様の状況に応じた相談やご案内する方を配置していただけると聞いております。

(地域医療介護総合確保法の対応について)

早川委員 ぜひ制度が移行した後も、いろいろな苦情も来ると思いますので、その対応もしていただければと思います。

また、もう1つの質問に移りますが、本会議でも少し触れられた地域医療介護総合確保法についてです。この春、衆議院の厚生労働委員会の公聴会が甲府市で行われた際、この問題が出ました。9月の初旬に地域医療、地域における医療及び介護を総合的に確保する基本的な方針が定められ、各都道府県では実情に応じた計画をつくり、国がその計画を今年度中に実行するための基金を、国全体で904億円配るということで決まっているようです。

本県においても団塊の世代が高齢者となり、2025年に向けてたくさんふえている状況だと思います。既に青森県では26の事業の計画が発表され、パブリックコメントが終了していると聞きました。また、岩手県や島根県では9月の県議会で、事業計画や、県に幾ら配分されるか議論が行われているようです。もちろん各県によってスケジュールが違いますので、これは早い者勝ちというわけでもないと思いますが、本県では、どのような工程で取り組む予定なのかをお願いしたいと思います。

小島医務課長 医療介護総合確保法が6月に成立をしまして、委員お示しのように、国の財政支援904億円が決められたところでございます。県はこれまで関係団体である県医師会や歯科医師会等とずっと協議を重ね、厚生労働省に県の計画を提出するに当たり、10月2日に県の医療審議会を開催して、ご審議をいただく予定でございます。その後、厚生労働省に計画を提出し、厚生労働省から10月末に内示、11月中に交付決定する連絡がありました。

本県としましては、ほとんどの県がそうなのですが、その交付決定を受けて、12月の議会において必要な補正予算案や基金条例案等を提案して、ご審議いただくといったスケジュールでございます。

早川委員 細かいことは、まだ言えないと思うのですが、904億円が今年度中に各県に配分されます。私が興味あるのは、幾ら本県に配分されるかなのですが、客観的な指標と政策的な部分があって、人口割で試算すると、本県では約6億円ちょっと配分されると思います。これに間違いがないかと、県でも今現状いろいろな政策を事前に考えていると思いますが、客観指標と政策指標を合わせて

どのぐらいの規模の金額が入ってくることになるのか、可能であればお答えいただきたいと思います。

小島医務課長 委員がお示しのように、国では人口割や高齢者増加割である客観指標、そして政策割といった指標で、904億円を都道府県に分けると言っております。今後、提出します県の計画をもとに配分があるとのことですが、私どもが試算した人口割で計算しますと、やはり委員お示しのように、大体6億円ぐらいと推計したところでございます。

なお、本県にどの程度配分されるかは、今後また関係団体等と十分協議をしながら、国に評価をしてもらうこととなりますので、より多くの交付金が受けられるよい計画をつくり、少しでも多く交付金を受けられるよう努力してまいりたいと思います。

早川委員 最後に、なかなか公表できないことかもしれないのですが、青森県では政策の中で、在宅医療をするために歯科医師が出張する車の導入や、医師や看護師の定着のための勤務環境改善支援センターを開設するなど26の事業で工夫し、人口割を単純にするよりも多い18億円の事業費を計画して、国からより多くの交付金を目指しているようです。ぜひ本県でも、これはお願いになりますが、6億円か7億円以上、一部の厚労関係者からは、10億円か11億円もいけるのではと聞いています。高齢者比率の高い本県では、本年度と来年度はもっと大切なビジョンづくりがあると思いますので、それに向けて頑張っていたきたいと思いますが、最後に所見をお願いします。

小島医務課長 青森県のようにパブリックコメントをやった県は、私の承知している限りでは、もう1、2県と聞いております。こういった手法もあるかと思えますけれども、本県におきましては、先ほど申しましたように、医療審議会で話し合った計画を提出する形をとるつもりでおります。先ほどと繰り返しになりますが、よい計画をつくり、委員が申されましたように、できるだけ多い10億円を超える配分が受けられればと考えております。

(障害者施設からの物品購入について)

木村委員 障害者施設からの物品購入について、お伺いをいたします。障害者施設の職員は、製品の販売先を見つけるのに大変苦労しているのが実態だと思います。障害者が働く喜びを感じ、あわせて経済的な自立を進めるためにも、ぜひ応援をしていきたいと思っています。

昨年、障害者優先調達推進法が施行され、県や市町村は障害者施設から優先的に物を買ひ、製造業務を委託するよう努めなければなりません。また毎年どんなものをどの程度購入するのか、また、目標を定めた調達方針を作成することが義務づけられました。

そこで、まず県では、調達方針でどのようなものを購入し、目標をどう定めているのか、お伺いをいたします。

平賀障害福祉課長 障害者施設からの優先調達ですが、毎年、調達方針を定めることとなっております。平成26年度の調達方針につきましては昨年度末に作成をしたところでございます。

どのようなものを購入するかは、大きく2つ分けております。1つは物品、もう1つは役務サービスであります。物品に関してはフラットファイルや図面袋などの事務用品、またイベントで使う弁当や、トイレトペーパーなどの雑

貨類などを例示しております。また役務サービスとしては、名刺の印刷や清掃業務、テープ起こしなどを、あくまでも例示として調達すると定めております。

また、目標につきましては、調達額が前年度の実績を上回るという目標を定めているところでございます。

木村委員 前年度の実績を上回るとのことですが、実際に金額でいうと、いくらぐらいなのでしょう。

平賀障害福祉課長 調達実績ですが、昨年、平成25年度の調達実績が、物品関係が683万円、役務サービス関係が63万円、合わせて746万円でございます。法律の施行以前ですが、平成24年度の実績を調べましたところ、442万円でしたので、昨年から1.7倍ふえたということでございます。

木村委員 前年度実績を上回るという消極的とも言える目標設定ではなくて、具体的に幾ら以上調達するなど、目標をきちんとすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

平賀障害福祉課長 目標につきましては、委員ご指摘のとおり高い目標を設定し、それに向かい努力することが望ましい姿とも言えるわけですが、現実を見ますと、行政側が必要としているもの、あるいは買えるものと施設側で提供できるものにアンバランスがあります。簡単に言うと、施設で提供しているもので一番多いのは、手芸品です。次に菓子、その次はパンという順番になっており、なかなか行政として、手芸品やパン、菓子を買うわけにはいかない実態がございますので、まずミスマッチを解消することが先決だと思います。施設側に対しては、地方公共団体ではこういうものを買えます、欲していますという情報提供を、行政側に対しては、県内のこういう施設でこういうものを売っているという情報提供を行います。このようなことを進め、まずミスマッチを解消した上で、去年よりも今年、今年よりも来年というように一步一步調達実績を着実に拡大していきたいと考えているところでございます。

木村委員 最初に紹介した施設の方から、共同して受注窓口を設けるとの話がありました。今年の当初予算でも必要経費が計上をされています。障害者施設は、一つ一つでは民間企業の工場のようにいきませんし、大量生産するわけでもありません。共同の窓口というのは、とてもいいことだと思います。積極的に進めるべきだと思いますけれども、その点について伺いたします。

平賀障害福祉課長 ご質問いただきました共同受注の窓口ですが、先ほどまでの優先調達、これは行政を対象としたものですが、この優先調達は行政に限らず、民間企業や消費者の方を含めました共同調達の窓口という組織でございます。これには国の補助金がつくことになっておりましたが、この国庫補助の内示がおくれた関係もあって、現時点では県内で以前から障害者施設で生産する物品販売や仲介を手がけていましたNPO法人を委託先として共同受注窓口を設置したところでございます。

このNPO法人には大きく3つのことをやっていただこうと考えています。1つは大量受注に応ずると共同受注窓口を設置することです。2つ目に、販路、販売先を拡充、拡大していただくということ。それから3つ目としまして、施設側に対して、こういうものをつくれればもっと売れるといった、商品に対するアドバイスをする役割も担っていただきます。そのような業務をお願いしてい

るところでございます。

木村委員 私も個人的にはせめてと思い、山梨の森の紙を、ちょっと高いけれども使っています。そうはいいましても、今年も既に半分過ぎたわけですし、現在の進捗状況はどうでしょうか。また調達を増やすためにどのような事業を行うのでしょうか。2点お伺いして終わりたいと思います。

平賀障害福祉課長 先ほどもお答えしましたように、委託しているNPO法人ですが、もともと障害者施設からの物品を、例えばスーパーなどに卸すといった活動をしてきた法人でございますので、その辺のノウハウは持っています。今は過去からの実績に基づいて販路の拡大を進めていただいておりますが、県内には200を超える障害者施設がございますので、今後はそういうところを考えていきたいと思っております。これからは県内にある全ての事業所に対してそういう活動をしていただくということで、行政にしてみれば調達額、民間にしてみれば販売先受注額の額をふやしていくようにしてもらいたいと考えております。

木村委員 質問も終わりますが、こういう形がきちっとされて、障害者自身の工賃も上がり、それが確立していけばほんとうにうれしいことだなと思っております。皆さん方には、ご努力いただいておりますが、お願いをして終わりたいと思っております。

(ゲノム解析について)

齋藤委員 1点だけお聞きしたいのですが、県立中央病院にがん治療の先端治療ができるということで、大変な評価を受けておられるわけです。がん治療において治療を完璧にするために、ゲノム解析の機械が入っているということです。このゲノム解析の効果と、それによって有効な広域的な治療ができたという実例がございましたら、説明していただきたいと思っております。

堀岡健康増進課長 ゲノム解析センターについては、毎年2,000万円の予算を計上させていただき、がんの遺伝子に関するさまざまな研究を現在も進めているところでございます。今、日本で数少ない病院の1つでやっているものの中で、最も大きいものは、乳がん患者さん、もしくは卵巣がんの患者さんに対するものです。アメリカのアンジェリーナ・ジョリーという女優さんの遺伝子検査で話題になりましたが、ある遺伝子異常がありますと、ほぼ100%数年以内にまたがんが再発するという遺伝子異常がございます。そういう場合には、乳がん、どちらか、例えば左にできた場合には左だけ取るということが多いです。できるだけ温存するのが基本で多いのですが、その遺伝子異常があった場合には、患者さんに、まず間違いなく右にも行きますので、右も一緒に取りますかといったことを選択肢の1つとして提示することしております。

それが一番ゲノム研究センターで目立つもので、遺伝子の調査自体です。ほかにも、例えばこの遺伝子異常がある人にはこの薬が効くけれども、それがいない人には効かないという肺がんに関しては、例えばイレッサという薬がありますので、そのような約三百数十件の遺伝子検査を、今年4月から先月ぐらいまでで行っているところでございます。

齋藤委員 がん治療には遺伝子治療、遺伝子の分析が一番大事だと言われております。当初、ゲノム解析をできる技術者は1人しかいないとおっしゃいましたが、その後はいかがでしょうか。専門的な知識のある人を採用したり、体制を整えたのでしょうか。

堀岡健康増進課長 遺伝子を分析する人は1人ですが、その人は医者ではなく、遺伝子の分析だけをしておりますが、体制としても1人でも今のところは十分でございます。

齋藤委員 以前も1人しかいないということでありました。私は、せっかく先端的な解析ができるゲノム施設を整えるのですから、しっかりやってもらうには2人体制ぐらいのほうが、より充実した分析ができると思っています。やはり人間ですから、1人で解析するよりかは、2人いてしっかりした意見調整をすることでほんとうの分析ができると私は思っています。だから、その辺を今後どう考えていくのか聞いておきたいと思います。

堀岡健康増進課長 遺伝子研究は、遺伝子そのものを解析する人と、遺伝子を使って臨床的にする人がいます。例えば乳がんでは中込先生が有名ですが、中込先生は遺伝子の解析自体ができないだけで、遺伝子の研究はできます。そういう医師は、婦人科にも、乳がんの専門にもたくさんおります。そのゲノム解析センターで雇用し、解析そのものをする人は1名ですが、解析は半分技術者ですので、研究そのものは県立中央病院の小俣先生も含めて多くの先生方が、一緒に体制でやっております。体制としては1人でやるものではなく、遺伝子解析をしている人が1名ということですので、もう一度ご説明をさせていただきます。

齋藤委員 もちろん解析するのは1人ですが、解析したものに対して、それぞれの先生が一緒になって応用しているということだと思います。ですが、その解析する人が1人でいいのかということなのです。より充実させていくために、疑ってはいけないけれど、解析する1人が絶対に100%正しいのかと思うのです。ですから、正確に解析するには、やはり2人は必要ではないかという考えを私は持っています。その辺も含めて、今後の遺伝子解析のセンターの体制は、ずっと1人でいいのか、あるいはまた将来的には考えていく必要もあるのかということ、もう1回聞かせてください。

堀岡健康増進課長 まずは25年から29年程度まで、できる限り県民の方々に良い医療を提供するという事で年間2,000万円程度という枠内で、やっております。予算の制約の中でできる限りやっておりますので、この枠内の中で、人件費が増えたと、例えば検査ができなくなったりします。もちろん1人よりは2人がいいですし、2,000万円よりは2億円の方がいいものかもしれませんが、がん対策推進協議会など専門家の意見も踏まえながら、今後さまざまな検討をしてみたいと考えております。

齋藤委員 そうすると、2,000万円の予算をとってあるということですが、今2,000万円ですら十分足りているという考え方でいいわけですか。

堀岡健康増進課長 今、行っている医療、ゲノム解析の内容では、その枠内でできていると聞いております。

齋藤委員 枠内では言っているけれど、その枠内で満たされているのですか。

堀岡健康増進課長 もちろん、多ければ多いほど、たくさんことができるというのは確かかもしれませんが、今申し上げた、例えばBRCA遺伝子の検査や、イレッサに関する遺伝子の検査は、今の時点ではやれていると聞いております。

齋藤委員           できるだけしっかりやっていただきたい。終わります。

- その他
- ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
  - ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
  - ・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を11月5日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
  - ・8月26日から28日に実施した県外調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以上

教育厚生委員長 河西 敏郎